

平成25年2月6日(水)

## 〔岡山市ホームレス対策事業について〕

(福祉援護課福祉係 担当神原)

### ○ホームレス対策について

平成14年制定「ホームレスの自立の支援等に対する特別措置法」とこれに基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」がベース

### ○岡山市のホームレス対策について

〔平成20年度まで〕

「基本方針」3にある「ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針」に沿って、“既存施策の実施や充実の際に、ホームレス問題にも配慮して実施する。”

→実質は特記することなし

\*参考：平成19年1月のホームレス数（市の目視調査による）：60人

※ ホームレス数は市民全体から見るときわめて少数・・・税を使う市の施策としての疑問

※ ホームレスは1人1人状況が異なる・・・行政が不得意な分野

→できることをやる：費用のかからない「健康相談」を行ってみる（平成20年度～）

〔平成21年度～〕

・ 平成20年秋のリーマンショック・・・いわゆる“派遣切り”、“雇いどめ”により、住む場所を失った人＝ホームレス状態を余儀なくされる人が多数出る。

\* 「派遣村」・・・岡山市においても同様の状況が現れる可能性

・ その状況から、国が施策を拡充・・・シェルターを建設しない「借り上げ」方式の導入  
補助率100%に

★ それを受けて、岡山市でも平成21年8月補正予算で、「借り上げシェルター + 相談事業」のホームレス対策事業を同年12月25日に契約し、スタートする。

<委託事業について>

○ 岡山市が「仕様」を示して、その内容の業務を受託してもらえる会社、団体等と契約して、業務を行ってもらう「委託契約」・・・効果や責任は市へ帰属

※この事業については、企画競争により、たまたま民間の任意団体（現在はNPO）が受託した（契約関係）・・・よって、この**事業自体は「市民協働事業」とは考えていない**

\* 現在の枠組みの中で、市が、NPO等と事業を行うとすれば、「委託契約」、「補助

金交付」、「事業共催」ぐらいか？

### 【私見】

- 共通の理念や目標（目的）にむかって情報を交換・共有して“一緒にやっていく”関係  
～～前提は「信頼関係」～～  
～～個人に対して、団体に対して～～
- \* もともと、手探りで事業を開始した。
- \* 試行錯誤を繰り返す中でそれぞれの考え方、やり方、得意分野・不得意分野（できること・できないこと）の情報を共有して事業を進めている。
- \* およそ利益を生み出すものでない。
- \* ホームレスの人のためにどうするのが、何をするのがよいのか を考える。
  - 「生活保護を受給したら終わり」ではない
  - 「自立して、納税者となって費用を返す」